

山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内における私立幼稚園及び認定こども園教職員に対し退職金を支給し教職員の福祉を増進する目的をもって設定された私立幼稚園教職員退職金制度に対する資金造成に関して、公益社団法人山梨県私学教育振興会（以下「振興会」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 振興会が行う退職資金給付事業（以下「補助事業」という）に対して補助する。

(補助金額)

第3条 この補助金の額は、当該年度の標準給与月額（公益社団法人山梨県私学教育振興会私立幼稚園教職員退職資金給付事業運営規則第3条第1項第5号に規定する標準給与月額をいう。）の総額に1000分の18を乗じて得た額以内とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 振興会は、この補助金の交付を受けたときは、退職金給付のための資金として適正かつ効率的に管理運用しなければならない。
2 振興会は、振興会の定款及び運営規則のうち資金運用に関連する部分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に必要関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）を振興会に送付するものとする。
2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業の変更等については、次に掲げるとおりとする。
一 振興会は、資金運用に関する事業の内容を変更しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に必要関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては、この限りでない。
二 振興会は、資金の運用に関する事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更

(中止・廃止) 承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けること。

2 知事は、前項の規定による変更(中止・廃止)承認申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、承認すべきと認めたときは、変更(中止・廃止)承認通知書(第4号様式)を振興会に送付するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払することができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 振興会は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第6号様式)に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第7条に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(第7号様式)により振興会に通知する。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 知事は、振興会がこの要綱の規定に違反したときは、補助の決定を取消し又は補助金を返還させることがある。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 振興会は、第5条に基づく交付の申請、第7条に基づく変更交付の申請、第8条に基づく概算払請求書又は第9条に基づく実績報告については、電子情報処理組織を使用する方法(条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第14条 知事は、第5条の規定により行われた交付申請等に係る第6条に基づく通知、第7条に基づく通知、第10条に基づく通知については、振興会が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和48年4月25日から施行し、昭和48年度の補助金から適用する。

附 則

改正要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

改正要綱は、平成17年3月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

改正要綱は、平成18年5月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月26日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際現にこの要綱による改正前の山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱の規定により社団法人山梨県私立幼稚園協会に対し交付されている平成24年度事業に係る補助金については、この要綱による改正後の山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱の規定により特例社団法人山梨県私学教育振興会に対し交付された平成24年度事業に係る補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行する。

第1号様式

番
年 月 日

山梨県知事 殿

法人名
理事長

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付申請書

山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 ¥

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度正味財産増減計算書
- (4) 前年度末現在の貸借対照表
- (5) 前年度末現在の財産目録
- (6) 事業計画の決定に関する理事会決議書の写し
- (7) 役員名簿
- (8) その他必要資料

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下、「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない

第3号様式

番 年 月 日

山梨県知事 殿

法人名
理事長

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金
補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱第7条第1項の規定により、申請します。

- 1 変更交付申請額 ¥
- 2 補助金既交付決定額 ¥
- 3 差引額（1－2） ¥
- 4 変更（中止・廃止）の理由
- 5 変更（中止・廃止）の内容
- 6 添付書類（変更のみ）
 - (1) 給与実績見込みがわかるもの
 - (2) その他必要書類

第4号様式

番 年 月 日 号

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金
補助事業変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金
制度補助金補助事業変更(中止・廃止)については、山梨県私立幼稚園教職員退職資金制
度補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき承認します。

- 1 補助金の変更後の交付決定額 ¥
- 2 補助金の既交付決定額 ¥
- 3 変更決定額(1-2) ¥

山梨県知事 殿

法人名
理事長

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法

振込先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ No. _____

山梨県知事 殿

法人名
理事長

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 実績報告額 ¥

2 既概算交付額 ¥

- 3 その他添付書類
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
 - (6) 給与実績
 - (7) その他必要書類

4 支払の方法

振込先銀行名	預金種別 (当座・普通)
口座名	No.

第7号様式

番
年 月 日 号

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金
実績報告書額の確定通知書

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金実績報告書の交付額について、
山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 ¥

概算払済み額 ¥

精算払い額 ¥

返還額 ¥